

青 森 県
口 蹄 疫 対 策
マ ニ ュ ア ル

【防疫対応編】

平成22年7月

青 森 県

— 目 次 —

1	異常家畜の発見通報から病性決定	1
	(1) 異常家畜の通報	1
	(2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置	1
	(3) 農場における措置	2
	(4) 現地家保における緊急準備	4
	(5) 畜産課における緊急準備	5
	(6) 各地域における緊急準備	5
2	病性決定時の措置	6
	(1) 現地家保の措置	6
	(2) 畜産課の措置	6
	(3) 現地対策本部の措置	7
3	発生地における防疫措置	8
	(1) 通行の制限又は遮断	8
	(2) 一般緊急措置	8
	(3) と殺の指示及び評価	9
	(4) 殺処分	9
	(5) 死体の処理	9
	(6) 消毒等	10
	(7) 汚染物品の処理	10
4	移動制限及び搬出制限区域の設定	11
	(1) 移動制限区域	11
	(2) 搬出制限区域	12
	(3) 家畜集合施設における催物の開催等の制限	13
5	接触した恐れのある感受性動物の追跡	13
	(1) 追跡調査	13
	(2) 調査に基づく措置	14
6	車両の消毒	14
7	立入検査、血清疫学調査等	14
8	ワクチン	15
9	感染源及び感染経路の究明	15

1 異常家畜の発見通報から病性決定

(1) 異常家畜の通報

口蹄疫(以下「本病」という。)は、空気伝播などにより急速に拡大する急性伝染病であり、本病の症状を呈する異常家畜(以下「異常畜」という。)の発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、本病のまん延を防止する観点から極めて重要である。

したがって、偶蹄類の家畜(牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのししをいう。以下同じ。)の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)に対し、常日頃から家畜の状態を観察し、口腔や蹄などに水疱の形成等の異常が見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所(以下「家保」という。)に通報するなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導する。

また、家保は家畜の所有者等に対し、本病侵入防止のため飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに本病の病態に関する知識の普及と啓発、通報体制の整備に努める。

(2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置

家保は、所有者、獣医師等(以下「関係者等」という。)から異常畜の通報を受けたときは、直ちに次の対応を行う。

なお、家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に異常畜を発見した場合においてもこれに準ずる。

◎ 疫学的特徴

- ・年齢・性別を問わず感染する。
- ・感染動物は水疱形成前からウイルスを排出し、接触感染で容易に周囲の感受性動物に伝播させる。
- ・牛は口蹄疫ウイルスに感受性が高く、豚は牛に比べて低いが、感染後のウイルス排泄量は牛の100～2,000倍多い。
- ・めん山羊では症状が明瞭でなく、本病の伝播に重要な役割を果たしている。

◎ 主な臨床症状

- ・40～41度の発熱と食欲の減退。
- ・著しい流涎、口腔粘膜の炎症、口腔、舌、蹄部、鼻鏡、乳頭及び陰唇等に水疱の発現。
- ・水疱の崩壊と表皮の剥脱及び化膿。
- ・飼料摂取量や飲水量の低下、乳量の低下。
- ・成豚の症状は軽度であるが、四肢の感染が起こると蹄の剥離により歩行不能。子豚では高い死亡率を示す。

ア 対応

(ア) 関係者等からの通報を受けた家畜防疫員は、当該通報にかかる事項を「不明疾病の発生届出(記録用)」(防疫指針 別記様式1)に正確に記録し、緊急的な措置について以下のイ、ウに掲げる指導を行うとともに、家畜の所有者等に現地到着時刻を連絡する。さらに、家保長に当該通報のあった旨を報告し、「不明疾病の発生届出(記録用)」を、県畜産課にファクシミリ等で送信するとともに、その概要、現地到着時刻及びその後の連絡方法について電話で連絡する。

(イ) 家保長は、家畜防疫員に必要な用具を携行させ、原則として通報から2時間以内に当該農場に到着させるとともに、管内出張中の家畜防疫員を全て帰庁させる。

- (ウ) また、当該農場に立ち入る家畜防疫員や県畜産課との連絡担当者を配置するとともに、現地周辺の飼養状況等の関連資料の準備を職員に指示する。連絡担当者は、県畜産課にファクシミリや電子メールで定期的にその後の状況を連絡する。
- イ 異常畜の所有者等に対する指導事項
- (ア) 口蹄疫という極めて悪性の伝染病に似ていることを十分に説明すること。
- (イ) 確実な診断が得られるまでの間、偶蹄類以外の動物を含むすべての動物をけい留し、又は隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講じるまでの間、閉鎖すること。
- (ウ) 当該家畜の飼養場所（以下「農場」という。）の出入口を1か所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (エ) 応急的な消毒を行うこと。（人に対する消毒を含む。）
- (オ) 急病等の緊急かつやむを得ない場合以外は外出をせず、農場及びその関連施設の外に物を搬出しないこと。また、外出する場合は、ウの(イ)に従って消毒等を行うこと。
- (カ) 当該家畜の生乳、精液等の生産物及び排せつ物並びに排せつ物を含む敷料等は他の家畜、人及び物と接触することがないように措置すること。
- ウ 異常畜を診断・検案又は発見した獣医師に対する指導又は依頼事項
- (ア) 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、イの事項が遵守されるよう助言し、指導すること。
- (イ) 当該農場を去る前に、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒並びに車両の洗浄及び消毒を行い、直ちに帰宅するとともに、帰宅後は、更に車両、携行用具、衣服等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (ウ) 異常畜が本病でないと判明するまでは、偶蹄類の動物と接触しないこと。なお、本病と判明した場合は、異常畜を診断・検案又は発見した後最低7日間は偶蹄類の動物と接触しないこと。
- エ と畜場において異常畜が発見された場合の措置事項
- (ア) と畜場での家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止すること。
- (イ) 異常畜の出荷農場を直ちに特定し、家保に通報すること。
- (ウ) 家保は出荷農場に対しイの指導を行うこと。
- (エ) 異常畜を発見したと畜場において、と畜検査員と相談の上、と畜場内やと畜場に立ち入った者、車両等の適切な防疫措置を行うこと。また、異常畜以外の搬入されている家畜の出荷農場の特定を行うとともに、当該農場において経過観察等の防疫措置を講じること。

(3) 農場における措置

家畜防疫員は、本病である可能性を念頭に置き、的確な聞き取り調査と臨床検査、病性鑑定材料の採取、病原体の飛散防止に配慮した立入検査を実施する。

ア 緊急立入準備

本病を疑う通報があった場合、家畜防疫員は病性鑑定用資材の点検と病性鑑定の準備を行う。 【参考資料1：病性鑑定材料の採取 1 現地携行要具】

イ 出 動

立ち入りは、衛生指導課員（青森家保にあっては病性鑑定課員）を中心に、原則として採材係2名、搬入係1名の3名で班を編成し、2台の車に分乗、病性鑑定用資材を携行して農場へ急行する。

ウ 立入検査

(ア) 農場周辺に到着後、車は農場敷地外に駐車し、搬入係1名は車両とともに敷地外で待機する。採材係は感染防護具（防護服、マスク、ゴーグル、手袋等：以下「PPE」という）を着用し、現地に携行した用具を持って立入検査を実施する。なお、立入を開始する旨を、現地家保に連絡する。

(イ) 採材係は当該農場に入ってから直ちに、家畜の所有者等に検査方法について説明する。さらに、通報の内容を確認し、「不明疾病、現地調査表（電話報告用）」（防疫指針別記様式2）の内容に基づく聞き取り調査を実施する。また、異常畜及び同居畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした臨床検査を実施する。その際、すべての異常畜（異常畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位をデジタルカメラ等で鮮明かつ十分に撮影する。

携帯電話のカメラ機能を利用し撮影した画像が鮮明である場合は、家保へ電子メールで送信する。

(ウ) 家畜の臨床症状を確認し、本病の可能性が否定できない場合には、現地で行った検査及び別記様式2の調査結果並びに判断の根拠を家保の連絡担当者に電話で連絡し、病性鑑定材料を採取することを連絡する。

連絡担当者は家保長に確認の上、畜産課及び青森家保病性鑑定課長に電話連絡するとともに、別記様式2と携帯電話で撮影された画像をファクシミリと電子メール（以下「電子メール等」という。）により送信する。

採材係は、適切に病性鑑定材料を採取し、デジタルカメラで撮影した画像の記録メディアとともに搬入係に手渡す。搬入係は、採材材料の詳細並びに農場出発時間を家保の連絡担当者に連絡する。 【参考資料1：病性鑑定材料の採取】

連絡担当者は家保長に確認の上、畜産課及び青森家保病性鑑定課長に電話連絡する。

(エ) 採材係は応急的に農場消毒を実施する。また、口蹄疫と決定した場合を想定し、発生地班としての対応方針を検討する。

搬入係は、材料を再消毒するとともに、予め決められている場所へ移動し、病性鑑定課職員に材料を手渡した後、最寄りの家保からデジタルカメラで撮影された画像を畜産課へ電子メールで送付する。

病性鑑定課職員は、予め家保の連絡担当者とは合せのうえ、「病性鑑定依頼書」（防疫指針別記様式3）を準備し、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所海外病研究部（東京都小平市）。以下「動物衛生研究所」という。）へ材料を搬入する。 【参考資料2：病性鑑定材料搬送容器】

【参考資料3：病性鑑定材料の運搬方法】

なお、本病がまん延した場合の搬入方法は、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議し別に取り決める。

エ 農場における立入検査終了後の対応

立入検査を行った家畜防疫員は、所有者等に対し、次の事項について確認する。

- ・家畜等の隔離
- ・排水口の閉鎖
- ・出入制限
- ・緊急かつやむを得ない場合以外の外出禁止
- ・当該家畜の管理の徹底
- ・応急的な農場消毒の実施

- ・その他、家保長から指示のあった事項

(4) 現地家保における緊急準備

立入検査の結果、本病が否定できない場合、現地家保は現地対策本部の設置を想定した組織編成を行うとともに、家保長はこの事実を地域県民局地域農林水産部長に伝達する。また、発生に伴う防疫措置及び移動制限等を考慮し以下の準備を行う。

なお、動物衛生課が送付された画像及び情報に基づき、本病である可能性が極めて高く直ちに殺処分する必要があると判定した場合には、家保は殺処分の準備に取りかかる。

ア 追跡調査

農場に残った採材係は、症状の経過、家畜の飼養状況、家畜及び物品の移動状況等調査するとともに、農家台帳の内容を確認し、現地家保に順次報告する。現地家保は、報告を取りまとめ畜産課に報告する。

なお、現地の家畜防疫員は家保長の指示があるまで帰庁することはできない。

(ア) 家畜並びに生産された生乳、精液等の生産物流通状況調査

(イ) 疫学関連

- ・ 過去21日間の家畜の移動
- ・ 過去7日間の人の出入り
- ・ 飼料関係
- ・ 排泄物処理又は関連堆肥販売等関係
- ・ 敷料等の移動
- ・ 疫学関連農場

イ 移動制限区域及び搬出制限区域の検討

(ア) 移動制限区域は、原則として、農場を中心とした半径10km以内の区域を設定し、区域内の偶蹄類飼養農場及び畜産関連施設をリストアップして畜産課に報告する。

(イ) 搬出制限区域は、原則として、移動制限区域に外接する農場を中心として半径20km以内の地域を設定し、区域内の偶蹄類飼養農場及び畜産関連施設をリストアップして畜産課に報告する。

ウ 消毒ポイントの設置場所の検討

(ア) 緊急消毒ポイントの設定

発生農場からの病原体の拡散を防ぐため、緊急的に発生農場周辺に設定する。

(イ) 制限区域消毒ポイント

移動制限区域境界付近、移動制限区域内、搬出制限区域内に消毒ポイントを幹線道路沿いに設定する。

エ 殺処分や汚染物品等の処分方法の検討

発生市町村と協議し、殺処分方法や汚染物品等の埋却等の処分方法について決定する。なお、埋却地は候補地の中から選定することとなるが、周辺住民への説明等が必要とされることから、事前に家畜等の所有者等、関係市町村等を交え、十分に協議を行い決定する。

オ その他

(ア) 管轄の県民局等関係機関に本病を疑う疾病の発生について随時情報提供する。

(イ) 法15条に基づく通行制限及び発生農場の防疫拠点(発生地本部)を検討する。

(ウ) 防疫作業従事者の集合施設及び健康診査場所を検討する。

(エ) 防疫資材の点検と不足資材を調達確保する。

(5) 畜産課における緊急準備

畜産課は、家保から本病を疑う疾病の通報があり、立入検査を実施するとの連絡があった場合、本病の発生を想定して、直ちに以下の準備に着手する。

ア 異常畜報告時

(ア) 現地家保長に対し、周辺市町村の家畜等の飼養状況及び衛生関連情報の調査と整理を指示するとともに、当該農場との関連（家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料運送車関係の出入り、疫学関連農場等）について慎重な情報管理のうえで調査開始を指示する。

また、発生時に備えて防疫従事者の動員計画の作成を指示する。

(イ) 各家保長に対し、家畜防疫員の待機、防疫用資材の調達及び緊急連絡網の点検を指示する。

(ウ) 次に掲げる場合は、至急、動物衛生課に臨床検査の状況を説明するとともに「不明疾病、現地調査票(電話報告用)」(別記様式2)と現地から送信された画像を電子メールで送信する。

- ・特徴的病変があり家畜防疫員が本病を疑う場合
- ・発症家畜が複数である場合
- ・発症後数日で群内に広がりがある場合

イ 本病が否定される場合

(ア) 現地家保長から本病が否定されるとの連絡があった場合には、否定されると判断する根拠について、明確な報告を求め、それを確認する。(疑わしい事項があれば、さらにその追求を指示する。)

(イ) 本病が否定されると確信する場合には、家畜防疫員の待機を解除することとする。

ウ 本病が否定できない場合

(ア) 現地家保長から本病が否定できないため検査材料を採取するとの連絡があった場合には、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる情報の収集、防疫措置の実施・準備等について必要な指示を与える。

(イ) 動物衛生課に電話連絡するとともに、臨床検査等実施状況報告及び現地から送信された画像を、電子メール等で送信する。なお、本病が否定できない状況について詳しく説明する。

(ウ) 畜産課長は、本病を疑う症例の病性鑑定材料を動物衛生研究所へ搬送することを、農林水産部長に連絡し、庁内対策会議開催の準備を行う。

(エ) 動物衛生課に確認した上で、隣接県に情報提供する。また、動物衛生課により画像等で病性が判定された際には、隣接県に情報提供し、速やかに防疫措置に移行する。

(6) 各地域における緊急準備

地域農林水産部畜産課又は農業普及振興室は、家保から本病を疑う疾病の発生があり、検査材料を採取したとの報告に基づき、直ちに現地対策会議開催の検討に入るとともに、現地対策本部設置の準備を行う。

また、地域農林水産部長は、家保長からの情報を地域県民局長に伝達する。

なお、この段階の情報は確定診断前のものであることから、情報の取り扱いには十分注意する。

2 病性決定時の措置

(1) 現地家保の措置

ア 病性の決定

動物衛生研究所におけるPCRの病性鑑定の結果、陽性と判定された場合、若しくは送付された画像及び情報に基づき、動物衛生課が病性を判定した場合は、現地家保の家畜防疫員は、当該家畜を疑似患畜と決定し、法第13条の本病の発生の届出を行う。

イ 関係者への連絡

(ア) 疑似患畜のと殺の指示

家畜防疫員は所有者等に本病と確定した旨の連絡をするとともに、疑似患畜のと殺、患畜となるおそれのある家畜の隔離の指示を行う(防疫指針別記様式8又は9の指示書を交付する)。

(イ) 発生農場の通行制限等

また、家保長は、法第15条に基づく通行制限及び遮断を実施するため、計画を作成し、あらかじめ管轄する警察署にその旨を通報し協力を求める。また、畜産課に連絡するとともに市町村に対しても協力を要請する。

(ウ) 情報の伝達

- ・現地家保は、本病の発生について地域農林水産部に連絡し、現地対策本部設置の要請を行う。
- ・管内偶蹄類飼養者、市町村、関係団体等にファクシミリ等で情報提供する。
- ・管内偶蹄類飼養者について、電話等で家畜の異常の有無を確認するとともに、異常畜の早期発見・早期通報の徹底を再度指導する。

(2) 畜産課の措置

ア 公表

県対策本部が設置されること、発生の概要及び防疫措置及び今後の防疫方針等について動物衛生課と調整を図り、国及び県が同時に公表する。

公表内容は、関係部局、県警察本部、市町村及び下記の関係機関・団体に文書で通知し、防疫活動に対しての協力を要請する。

また、対策本部の事務局に広報担当を設置するとともに、情報を集約し必要に応じて報道機関に資料を配布するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

(畜産関係団体)

協会等	(社) 青森県畜産協会	その他	(社) 青い森農林振興公社
	(社) 青森県獣医師会		青森県食肉事業協同組合連合会
	(社) 青森県養豚協会		青森県家畜商業協同組合
	青森県酪農協会		(財) 青森県学校給食会
	青森県飲用牛乳協会		青森県農業会議
	青森県人工授精師協会	家畜市場	青森県家畜市場
	(社) 青森県配合飼料価格安定基金協会		(青森県畜産農業協同組合連合会)
	青森県牛乳普及協会		三本木産地家畜市場 (三本木畜産農業協同組合)

	(社) 日本短角種登録協会青森県支部	食肉センター	おいらせ農協産地家畜市場 (おいらせ農業協同組合)
	(社) 全国和牛登録協会青森県支部		津軽食肉センター
農協等	全国農業協同組合連合会青森県支部		三沢市食肉処理センター
	JA 全農あおり畜産酪農部		(株) 三戸食肉センター
	JA 全農あおり畜産酪農課牛乳冷却処理所		十和田食肉センター
	青森県畜産農業協同組合連合会		日本フードパッカー (株) 青森工場
	ゆうき青森農業協同組合		乳業工場
	青森県農業共済組合連合会	(有) 谷量舎牛乳店	
		(財) 新郷村ふるさと活性化公社	
	(有) 斗南丘牧場		
		(財) 十和田湖ふるさと活性化公社	

イ 人員の確保

- (ア) 防疫措置の遅延によりまん延の拡大が見込まれる場合には、畜産課は、動物衛生課に対し他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼する。
- (イ) 想定を超える大規模な発生があり、上述の対応では十分な防疫措置が講じられず、まん延の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口（防災消防課）に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容について連絡する等の手続きを行い、自衛隊法（昭和29年法律第165号。）第83条（災害派遣）に基づき、知事より自衛隊への派遣要請を行う。

ウ 公示、通報又は報告

本病の発生を法第13条第4項の規定に基づき公示するとともに、発生があった市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報する。

エ 移動制限区域及び搬出制限区域等の告示

畜産課は、法第32条、法第33条及び法第34条により定めた青森県家畜伝染病まん延防止規則に基づき移動制限区域、期間及び内容等について告示する。

(3) 現地対策本部の措置

ア 現地対策本部の設置

県対策本部設置後、直ちに現地対策本部を設置し、これまでの経緯の確認、殺処分方法や移動制限等の防疫措置方針の決定、構成員の役割分担と連携を確認し、協力要請を行う。

イ 組織の運営に当たっての留意事項

現地対策本部の勤務時間は、原則として、平常どおりとするが、当分の間は、宿日直を置き、毎日24時間執務体制をとれるよう配慮する。

ウ 人員の確保

現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部が関係機関及び関係団体の協力を得て確保するとともに、県対策本部に対し人員の派遣について調整を依頼する。

3 発生地における防疫措置

発生地における以下の防疫措置は、原則として家畜又はその死体等の所有者等が行うこととなるが、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らが実施する。

(1) 通行の制限又は遮断

家保長が発生地及びその周辺に限定し法第15条に基づき実施する。規制の期間は、72時間以内（応急的な防疫措置、すなわち、予備的消毒、家畜の殺処分、その他病原体の拡散防止のための当面の措置が完了するまでの期間とする。）に限定する。

規制内容は、人および物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限する。通勤・通学、医療、生活必需品確保、郵便等のための人の通行については、適切な消毒等、（靴底消毒、畜産関係者の着衣の消毒、通行路の制限等）の措置を行ったうえで認める場合を除き、不要不急の通行は禁止する。

通行の制限又は遮断の手續、標示等については、法施行令（昭和28年政令第235号）第3条の規定に基づき行うこととし、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明することにより、関係市町村の協力を得るとともに、管轄の警察署長に対し周辺の混乱防止について協力を要請する。

(2) 一般緊急措置

ア 現地対策本部は、現地対策本部長を総括責任者として定め、かつ、現地の家畜防疫員1名を発生農場の総括として指名し、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。

イ 家畜防疫員は、家畜の所有者等に対し、本病の概要、法の趣旨、所有者等の義務、都道府県等の協力方針、法第52条の2の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。

ウ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定頭数（畜種別）、殺処分の方法、死体処理方法、家畜共済及び家畜防疫互助事業への加入の有無、消毒面積等の防疫措置に必要な事項について同本部に確認し、指示を受ける。

エ からす、ねずみ等野生動物を駆除するとともにその侵入防止対策を講じる。

オ すべての動物を隔離するとともにけい留する。また、排水口の閉鎖を再確認する。

ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。家畜の管理等に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。

カ 農場内を清浄地域と汚染地域とに分け防疫作業従事者の動線に配慮し交差汚染を防止する。また、農場出入口に男女別に仮設テントや簡易トイレを設置する等、防疫措置が円滑かつ適正に実施できるよう配慮する。

キ 農場内での防疫作業は、従事者の健康に配慮し、気候条件等を勘案して適切に従事者を交代し、従事者の休憩施設や手洗い・洗顔施設を設置し、食事や飲料水等を十分に摂取できる体制を確保する。

ク 農場に立入る際にはPPEの着用を義務付け退場時にも一定のルールで実施する。

ケ 現地で防疫作業を実施した従事者は、帰宅（宅）後、移動に利用した車両の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。

コ また現地で防疫作業を実施した従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の

偶蹄類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、ケの措置を再度実施する。なお、従事者の雇用に当たっては、あらかじめ、家畜の飼養の有無を調べ、偶蹄類の動物を飼養している場合は、本病のまん延防止の観点から、直接防疫業務に当たさせない。

(3) と殺の指示及び評価

- ア 家畜防疫員は、殺処分の対象とされた家畜の所有者等に対し、と殺指示書を交付する。直ちに殺処分を実施しなければならない場合には、法第16条のと殺の義務を説明し口頭で指示する。
- イ 法第58条第4項に定める評価人の現地到着を待って、殺処分予定畜の評価を行う。評価人は、評価を行う場合には、PPEを着用し、ウイルスの拡散防止に細心の注意を払う。
- ウ 殺処分に先立って、評価人の評価を基に、家畜防疫員はへい殺畜等手当金交付規程（昭和32年2月1日農林省告示第119号）別記様式第2号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成し、殺処分を進める。手当金交付の適正を期すため、個体（ただし、多頭群飼育されている育成家畜、肥育豚にあっては群ごとの代表的な個体）ごとに写真を撮影しておく。

(4) 殺処分

- ア 発生農場及び近隣農場の外周部をブルーシート等で遮蔽すること等により病原体の散逸を防止する。また、あらかじめ発生農場内に炭酸ソーダ等の消毒薬を散布することにより粉じんの飛散を防止する。
- イ 殺処分を行う場所は、畜舎内又はその後の死体処理に便利な場所のいずれでも構わないが、公衆的な観点から適当な場所を選定する。
- ウ 畜舎外で殺処分する場合には、柵等を用意し、又は十分な保定を行い、家畜の逃亡を防止する。
- エ 殺処分は、発症家畜を優先的に疑似患畜判定後、原則として24時間以内に終了する。また、殺処分は、薬殺、電殺、炭酸ガス等の方法により迅速に行う。
- オ と殺後、必要に応じ、個々の家畜について、口腔、鼻腔、蹄部等における病変の有無を調べ、記録する。必要ならばデジタルカメラ等で画像を記録する。
- カ 殺処分の対象家畜は、患畜及び疑似患畜とする。
- キ 消毒薬、殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用し、昆虫、小動物等による病原体の拡散防止を徹底する。また、農場周辺の道路への消毒薬の散布（散水車の活用を含む。）を実施し病原体の拡散を防止する。
- ク 複数の畜種で発生があった場合には、原則として、豚の殺処分を優先する。

(5) 死体の処理

- ア 法第21条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、当該農場又は当該農場周辺の埋却地において疑似患畜と判定後72時間以内に埋却を完了する。ただし、湧水が確認されるなど埋却地に不都合が発生した場合や、やむを得ない事情によりこれら埋却地を確保出来ない場合には、市町村と連携し公有地（国、県、市町村有地）の利用により用地を確保する。
- イ 埋却地までの死亡畜の移動に際しては、動物衛生課と協議し、埋却場所までコンテナ車両を用いるか、不浸透性のシートで包み運搬するなど十分な病原体の拡散防止に留意する。
- ウ 運搬に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
 - (イ) コンテナ車両がない場合は、床及び側面を1枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部もシートで覆う。
 - (ウ) 車両には、消毒液を搭載するとともに、死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
 - (エ) 運搬後は、車両及び資材を(6)に準じて直ちに消毒又は埋却を行う。
- エ 埋却をする場所の選定に当たっては、所有者等及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、地質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を関係機関と協議する。
- オ 埋却する場合は、法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)別表第2の基準により行う。

(6) 消毒等

- ア 家畜防疫員は、法第25条第1項の規定に基づく施設の所有者等に対する消毒の指示を行う。
- イ 消毒は、その対象物に応じ、規則別表第2により行うこととし、本病ウイルスに有効な苛性ソーダ(2%)、苛性カリ(2%)、炭酸ソーダ(4%)、ホルマリン液(10%)、消石灰(有効なpHを確保できること)、蒸気等により行う。
- ウ 農場の出入口は、1か所のみとし、消毒槽及び噴霧消毒器を備え付ける。
- エ 消毒に取りかかる前に作業員の被服は消毒済みのものと取り替える。
- オ 家畜に接し、又は接したおそれのある器具及び衣服を集め、消毒液に浸すか又は煮沸する。
- カ 農場全体を十分に消毒する。
- キ 農場の下水及び排水溝に消毒薬を投入する。
- ク 農場でのねずみ等野生動物の駆除を実施する。
- ケ 殺処分、死体及び汚染物品の処理が完了した時点で、本病ウイルスに有効な消毒薬、蒸気等により少なくとも1週間間隔で3回以上繰り返し消毒を実施する。

(7) 汚染物品の処理

汚染物品は、患畜等の生乳、精液等の生産物、排せつ物及び排せつ物を含む敷料等並びにこれらに接触し、又は接触したおそれのあるものとし、原則として、次のとおり埋却又は消毒を行う。

- ア 法第23条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、汚染物品の処理を行う。
- イ 疑似患畜の死体を解体した一部(肉、骨、臓器、皮等)は、埋却をする。
- ウ 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死体等とともに埋却する。
- エ 家畜の排せつ物及び排せつ物を含む敷料等は、埋却を原則とする。これが困難な場合には、拡散防止措置を行った上で堆肥化する(発酵消毒)。
- オ 飼料、乾草及びわらはは、埋却を原則とする。これが困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を埋却する。また、感染源でないことが確実に判断できるものであって、サイレージ以外のものは、くん蒸等の方法で確実に消毒したもののみ、発生農場での利用を認めることとする。
- カ 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。
- キ 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き、埋却をする。

4 移動制限及び搬出制限区域の設定

畜産課は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催の制限を、移動制限区域と搬出制限区域に区分し青森県まん延防止規則により告示する。

なお、移動制限区域内の農場において家畜を飼養する者又はその家族に対し、外出及び帰宅の際、その都度着替え並びに手指及び靴底との消毒を徹底するよう指導する。

(1) 移動制限区域

ア 区域の範囲

(ア)原則として、発生地を中心とした半径10km以内の区域を定める。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。

(イ)(ア)で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5kmの範囲まで縮小することができる。

(ウ)範囲の設定については、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものに基づき定める。

イ 制限期間

発生の確認後速やかに規制し、その制限期間は、原則として、最終発生例の殺処分完了後21日間とする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。

ウ 制限内容

(ア)生きた偶蹄類の家畜の移動は禁止する。

(イ)原則として、偶蹄類の家畜に係る次に掲げるものについては、病原体をひろげるおそれのある物品として移動を禁止する。

- ・発生地及び患畜の発生するおそれの大きい近接農場で搾乳された生乳（ただし、陰性が確認された近接農場は除く。）。
- ・使用された家畜管理用具、敷料、飼料、排せつ物等（ただし、敷料及び排せつ物については、家畜防疫員が当該農場の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上やむを得ないと認める場合は、その移動経過を記録の上、移動制限区域内の処理施設、畑地等へ移動することができる。）。
- ・家畜の死体（移動制限区域外で死亡したもの及び移動制限区域内で死亡したもののうち、3の（5）のイ及びウに掲げる方法で運搬されるものであって、家畜防疫員が、当該家畜の飼養されていた農場の他の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上移動させることがやむを得ないと認めたものについては、移動制限区域内の処理施設に移動することができる。なお、移動制限区域内で死亡したものを移動する場合には、その移動の経過を記録するものとする）。
- ・移動制限区域内で採取された精液及び受精卵。

エ 制限の例外

原則として、規制後21日間は、例外を設けないこととするが、21日間経過後、次により例外を設けることができる。

(ア)移動制限区域内のと畜場及び家畜市場の再開（発生地から半径5kmの区域を除く。

この場合には、家畜市場で取り扱う家畜は、その区域内のと畜場でと殺する目的のもののみとする。）

(イ)移動制限区域外からの偶蹄類の家畜の移入

(ウ) 発生地から半径 5 km より外の区域であって、移動制限区域外にある家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う人工授精の再開

オ 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、以下の事項について関係者への指導を行う。

- (ア) 偶蹄類の家畜の飼養場所への畜産関係者の出入りの自粛及び入出場時の消毒。
- (イ) 生乳輸送時の輸送車の消毒、消毒薬で濡らした布による生乳タンク排気口の被覆、集乳経路の検討（ウイルス拡散の危険の小さい地域から大きい地域）等のウイルス拡散防止措置及び集乳経路の記録。
- (ウ) 飼料輸送時の輸送車の消毒、配送経路の検討、飼料受渡し場所の制限等のウイルス拡散防止措置及び配送経路の記録。
- (エ) 獣医師が偶蹄類の家畜の診療を行う場合の最小限の器具及び薬品の携行、農場入出場時の身体、器具、車両等の消毒、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等の着用・使用、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等のウイルス拡散防止措置及び診療経路の記録。
- (オ) 以上の指導事項を履行するための移動制限区域境界付近及び移動制限区域内における消毒ポイントの設置。
- (カ) 生乳の家畜への利用中止。
- (キ) 死亡家畜取扱場、化製場及び食肉加工施設における入出場車両の消毒（なお、必要に応じ家畜防疫員が施設に立ち入り、その履行状況を監視することで円滑な生産物の流通を確保する。）。
- (ク) 野生動物と偶蹄類の家畜の接触が想定される地域にあつては、接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、放牧家畜の囲い込み等。

カ 移動制限区域内で講じる防疫措置

- (ア) 家畜防疫員は、移動制限区域内にある農場のリストアップを行うとともに、発生農場から半径 3 km 圏内にある農場に対して電話による聴き取り等により、これらの農場における異常畜の有無を速やかに確認する。リストアップされた全ての農場に対し、農場の出入り口に踏込消毒槽を設置するとともに、農場内に入る車両及び機材等についてはその入退場時に消毒するように指導する。
- (イ) 畜産課は国と協力して、発生後直ちに、発生農場から半径 1 km 圏内にある農場については抗原検査及び抗体検査を、移動制限区域内にある大型肉用牛肥育農場及び大型養豚農場については臨床検査をそれぞれ実施し、口蹄疫ウイルスの浸潤状況を調査する。
- (ウ) 畜産課は、複数の畜舎を有する農場に対して、畜舎間の家畜の移動の禁止を徹底する。

キ その他

- (ア) 移動制限区域については、その設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報する。
- (イ) 規制の履行の監視及び消毒ポイントの円滑な運用を図るため、警察等の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。

(2) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

- (ア) 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径 20 km 以内の地域を定める。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径

10～50kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。

(イ) (ア)で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径10kmの範囲まで縮小することができる。範囲の設定方法は、移動制限区域の場合に準ずる。

イ 制限期間

原則として、初発後21日間とする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。

ウ 制限及び指導の内容

(ア) 生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域以外への移動を禁止する。

(イ) 生きた偶蹄類の家畜の導入先において14日間以上けい留する(と畜される家畜を除く。)

(ウ) 生乳の家畜への給与を中止する。

エ その他

(ア) 搬出制限区域については、その設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(イ) 規制の履行の監視及び消毒ポイントの円滑な運用を図るため、警察等の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。

(3) 家畜集合施設における催物の開催等の制限

ア 移動制限期間中は次の催物等は制限する。

(ア) と畜場及び家畜市場は閉鎖する。

(イ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。

(ウ) 家畜人工授精は中止する。ただし、家畜の所有者等が移動制限区域以外の家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う場合は、この限りでない。

(エ) 新たな放牧は中止する。

イ 搬出制限期間中は次の催物等は制限する。

(ア) と畜用以外の家畜を入場させる家畜市場の開催を中止する。

(イ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。

(ウ) 偶蹄類の家畜飼養の場所への畜産関係者の出入りを自粛し、入出場時の消毒を励行し、及びその実施のための消毒ポイントを設置する。

5 接触したおそれのある感受性動物の追跡

(1) 追跡調査

ア 1の(2)により家畜防疫員が現地調査を行った結果、本病が否定できない場合には、家畜防疫員は過去21日間の家畜の移動(出入りを含む。)及び過去7日間の人の出入りその他の接触を調べ、連絡担当者を通じて畜産課に通報する。

イ 畜産課は、通報のあったすべての情報について、それぞれの所在する場所を管轄する家保に追跡調査の準備をするよう指示し、発生農場の状況が次に該当する場合には直ちに、これ以外の場合には本病と決定された後に、調査を行わせる。調査に当たっての措置については、1の(2)に準ずる。

・発症家畜が複数である場合

・発症後数日で群内に広がりがある場合

ウ 畜産課は、家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係等について、関係者の協

力を得ながら状況を把握し、病性決定後、直ちに調査を開始する。

エ 畜産課は、関係場所が他都道府県にわたる場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。

(2) 調査に基づく措置

家畜防疫員は、患畜等と接触し、又は接触したおそれのある偶蹄類の家畜について隔離を指示し、原則として、以下のとおり患畜等となるおそれのある家畜に対して防疫措置を行う。

ア 患畜と接触した獣医師、人工授精師、削蹄師等が病性決定までに他の偶蹄類の家畜に接触した場合は、当該家畜を疑似患畜として殺処分し、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。

イ 病性決定から過去7日以内に患畜と接触したことが明らかな偶蹄類の家畜は、疑似患畜として殺処分を行い、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。

ウ その他イ以外の家畜にあつては、接触の程度、経過日数その他参考となる事項を基に、動物衛生課と協議し、処置する。

エ 患畜となるおそれのある家畜として隔離を指示したものについては、臨床症状の観察とともに、接触後14日を経た後に血清学的検査を実施し、感染の有無を判断する。

オ 殺処分及び隔離の場合は、指示書を当該家畜の所有者等に交付する。

6 車両の消毒

道路等における消毒ポイントにおいては、本病の発生直後から、車輛等による病原体の拡散防止が徹底できるよう、路線等を確認の上、畜産関係車両や防疫作業車両が消毒されるよう設置を工夫して実施する。特に、畜産関係車両や防疫作業車両については、運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底する。

消毒のための設備として、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置等を設置し、アルカリ水剤、ハロゲン塩製剤等の消毒剤を用いて、消毒目的物に散布又は目的物を浸すことにより実施する。

消毒ポイントの運営は、24時間体制での運営を基本とし、県職員、市町村職員、関係団体職員、警備員、警察等により構成する。

7 立入検査、血清疫学調査等

家保は畜産課の指示により、移動制限区域内及び搬出制限区域内の偶蹄類の家畜の飼養場所、移動制限区域及び搬出制限区域から発生前21日以内に偶蹄類の家畜を導入した場所のほか、必要に応じ動物衛生課が指示した場所について、速やかに立入検査を行い、又は診療獣医師の協力を得て、臨床上の異常の有無の確認、家畜の移動の有無等の疫学的調査を行う。

また、動物衛生研究所等の協力の下、必要に応じ動物衛生課が指示する方法により血清疫学調査を実施する。

8 ワクチン

本病の現行のワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又はまん延を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、本病の防疫は、ワクチンを使用せず早期の発見と患畜等の迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することを基本としている。

万が一、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生し、発生農場で飼養されている家畜の迅速な殺処分が困難となり、又は困難になると判断される場合に限りワクチンの使用を検討する。

この場合、畜産課が動物衛生課と協議の上、法31条の規定に基づき、以下のとおり殺処分を前提としてワクチン接種を実施する。

また、接種を行った家畜については、接種を行った家畜についてはその移動を制限する。

- (1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所となっており、発生時に必要に応じて発生地域を含む県の施設等に移送される。
- (2) 動物衛生課からワクチン接種を行う旨の連絡があった場合は、接種地域や接種頭数について、動物衛生課と協議し決定する。
- (3) ワクチン及び注射関連資材は、法第49条の規定に基づき県に譲与し、又は貸し付けられる。畜産課は、譲与又は貸付けの申請書及び受領証（防疫指針別記様式10）を農林水産大臣に提出する。
- (4) ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施することとし、原則として、接種地域の外側から発生地側に向けて迅速かつ計画的に実施する。
- (5) ワクチン接種を実施するに当たっては、ワクチンの用法及び用量に従い、対象家畜の異常の有無を確認する。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従う。
- (6) ワクチン接種を実施した家畜は、原則として、法規則第13条の規定に基づき（個体識別番号の利用も可能）標識を付し、口蹄疫対策特別措置法に基づき殺処分を実施する。
- (7) 畜産課は、ワクチン接種後、ワクチンを使用した旨、農林水産省消費・安全局長に報告書（防疫指針別記様式11）を提出する。

9 感染源及び感染経路の究明

本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、畜産課は、動物衛生課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て調査及び検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥等の野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査する。